業務の適正を確保するための体制の整備

- 1. 理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 理事会は、原則として5月、10月、3月に開催する。また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議、決定するとともに、代表理事及び業務執行理事から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、理事の職務執行を監督する。
- (2) 理事会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、運営幹事会を 必要に応じて開催し、理事会への付議事項を含む職務執行の適正を確保するた めに必要な事項について審議する。
- (3) 理事は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。
- 2. 理事の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 理事会の議事録その他職務執行に係る情報については、法令及び規程に従い、その 作成から利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 理事は協会事業に関する損失の危険(リスク)を、定期的に、また必要に応じて、把握・評価し、規程の整備・運用のほか適切な対応を進め、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するように努める。
- (2) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、情報連絡体制の構築及び防災訓練の実施等適切な体制を整備する。
- 4. 理事の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 経営上の重要事項については、必要に応じ理事会を開催し、迅速かつ効率的な意思決定を図る。
- (2) 理事会の決定に基づく職務執行については、理事と職員が適切かつ迅速に執行する。
- (3) 情報セキュリティの確保を前提として、職務執行の効率性向上に資する IT 環境の整備に努める。
- 5. 職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 理事は、職員の職務執行が法令及び定款に適合し、社団倫理に適うよう、日常の業 務指導、監督を通じて適正の確保に努める。

- 6. 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 理事は、協会に著しい損害を与えるおそれのある事項を発見したときは、直ちに監事に報告するとともに、監事の求める事項について、必要な報告を行う。
- (2) 監事が理事会及び重要な会議に出席し、意見を述べることができる体制を整備する。また監事監査の実効性を確保するため、監事と独立監査人が連携を図る環境を整備する。
- (3) 理事及び職員は、決裁書の閲覧及び計算書類等の調査、損失の危険の管理状況 調査などの監事の監査業務に協力する。

附則

この体制の整備目標の内容について、平成26年10月21日の理事会から実施し、 今までに整備されていると認識されているものについても再点検を行い、業務の適正 を図るものとする。

※注 当会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条に 基づき、「業務の適正を確保するための体制の整備」を上記のとおり理事会に おいて決定しました。